

会 議 記 録

会議名 産業教育常任委員会

開催日 令和4年12月7日(水)

開会 午前10時00分

閉会 午後 零時14分

出席者 委 員 委員長 針 谷 育 造

小太刀 孝 之 雨 宮 茂 樹 天 谷 浩 明

広 瀬 義 明 小 堀 良 江 関 口 孫一郎

議 長 中 島 克 訓

傍 聴 者 川 田 俊 介 市 村 隆 森 戸 雅 孝

浅 野 貴 之 小 平 啓 佑 大 浦 兼 政

古 沢 ちい子 大 谷 好 一 内 海 まさかず

小久保 かおる 青 木 一 男 松 本 喜 一

梅 澤 米 満 針 谷 正 夫 氏 家 晃

福 富 善 明 福 田 裕 司 大阿久 岩 人

白 石 幹 男

事務局職員 事務局長 白 井 一 之 議事課長 森 下 義 浩

副 主 幹 岩 崎 和 隆 主 査 岩 川 成 生

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

| | | |
|-----------------------|-----|----|
| 産業振興部長 | 秋間 | 広行 |
| 教育次長 | 名淵 | 正己 |
| 商工振興課長 | 石川 | 徳和 |
| 観光振興課長 | 茂呂 | 一則 |
| 農業振興課長 | 佐山 | 祥一 |
| 農林整備課長 | 田名網 | 清明 |
| 産業基盤整備課長 | 中田 | 芳睦 |
| 参事兼学校教育課長 | 金井 | 裕 |
| 学校教育課長 グローバル教育推進室長 | 平山 | 泰浩 |
| 学校施設課長 | 國府 | 肇 |
| 保健給食課長 | 五十畑 | 満 |
| 文化課長 | 奈良部 | 浩史 |
| 美術・文学館課長 | 加茂 | |

令和4年第7回栃木市議会定例会

産業教育常任委員会議事日程

令和4年12月7日 午前10時開議 全員協議会室

- 日程第1 議案第128号 栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第133号 財産の取得について（栃木インター西土地区画整理事業用地）
- 日程第3 議案第134号 財産の処分について（千塚産業団地F街区3画地）
- 日程第4 議案第137号 指定管理者の指定について（栃木市大平まちづくり交流センター）
- 日程第5 議案第114号 令和4年度栃木市一般会計補正予算（第7号）（所管関係部分）
- 日程第6 議案第118号 令和4年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 陳情第 5号 栃木特別支援学校寄宿舎の存続を求める意見書の提出に関する陳情書
- 日程第8 請願第 1号 子ども達のマスク着用の自由化と学校給食時の黙食緩和の啓発に関する請願書

◎開会及び開議の宣告

○委員長（針谷育造君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから産業教育常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎諸報告

○委員長（針谷育造君） 当常任委員会に付託されました案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（針谷育造君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第128号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷育造君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第128号 栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

金井学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（金井 睦君） おはようございます。どうぞよろしくお願いたします。

ただいまご上程をいただきました議案第128号 栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書60ページ、議案説明書98ページをお開きください。まず、議案説明書を御覧ください。提案理由ですが、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、現在市職員の給与改定に伴う条例改正が上程されているところでありますが、栃木市教育委員会が任用している栃木市任期付市費負担教職員についても所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものであります。

改正の概要であります。市費負担教職員給料表の給料月額を引き上げること（別表第1関係）でございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明を申し上げますので、議案説明書100ページを御覧ください。別表第1の給料表の引上げにつきましては、民間給与との格差を埋めるために給料表の水準を引上げ、改定するもので、県の教育職給料表（2）に準じております。

また、これに合わせて、期末勤勉手当につきましても、4.3月分が4.4月分に引き上げられます。今回の改定による影響額であります。現在市費負担教職員は4名おりまして、合計で年間27万3,000円になります。

恐れ入りますが、議案書61ページを御覧ください。栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとするというものであります。

61ページから63ページにかけては、改正した給料表が掲載されております。また、63ページ下から64ページにかけては、附則として、施行期日等給与の内払が定められております。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（針谷育造君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方式でお願いいたします。

関口委員。

○委員（関口孫一郎君） おはようございます。よろしく申し上げます。

説明いただきまして、大体内容は確認したところなのですが、今回も市職員も人事院勧告によってベースアップが予定をされております。市職員の場合には、引上げ幅が4,000円と、今回は任期付教職員の場合には4,400円ということになっております。先ほど説明の中で、県の基準ということで、その辺あるのかなと思うのですが、ご説明をお願いいたします。

○委員長（針谷育造君） 金井学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（金井 睦君） ご質問ありがとうございます。

教職員の給与につきましては、県費負担教職員の場合には、栃木県教育委員会が定めるものとなっております。今回、市負担教職員につきましては、その給与表の中の講師の表に準ずる形で改定をお願いするものでございます。今回、今、委員さんがおっしゃいましたとおり、900円程度の引上げから約4,400円という形の幅の中で引上げを考えているところです。特に若い世代につきましては、引上げ幅が大きい状況になっております。といいますのも、人材確保という観点の中から、そのような改定幅というふうになっておるということを聞いております。

以上でございます。

○委員長（針谷育造君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） ありがとうございます。

先ほど聞いた中で、市職員の場合には一番上がる人で4,000円。今回市費負担の教職員は4,400円だという、その400円の差についてお伺いしたのですけれども。

○委員長（針谷育造君） 名淵教育次長。

○教育次長（名淵正己君） 我々のような一般行政職員につきましては、国の行政職給料表（1）というものを使用しております。教員につきましては、国家公務員教員雇っていませんので、県の

ほうの給料表を参考にしているわけなのですけれども、その中で、その給料表のあり方、金額自体が行政職の給料表（１）と教員の給料表違っておりますので、全体のバランスとすると同じにやっても、若干差が出てきてしまうというような状況でございます。

○委員長（針谷育造君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 説明ありがとうございました。

任用職員が４名いらっしゃるということなのですが、多分教員資格を持ったベテランの方々が多いのかなという感じはしますけれども、おおむねこの給料表77までありますけれども、どの辺の方がいらっしゃるのでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 金井学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（金井 睦君） ご質問ありがとうございます。

資料の62ページの給料表をご確認いただいてよろしいでしょうか。議案書の62ページでございます。現在任用している４名の市の教員でございますが、25号給に当たる者が１名、33号に当たる者が１名、41号に当たる者が２名おります。

以上でございます。

○委員長（針谷育造君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） ありがとうございます。

それぞれの等級に合わせてということなのですが、当然この等級というのは経験年数によって大きく違ってくるのかなと思いますけれども、この41号クラスの職員の方、教員の方はどのぐらいの勤務年数があるのか、お聞かせ願います。

○委員長（針谷育造君） 金井学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（金井 睦君） ご説明を申し上げます。

給料表につきましては、今おっしゃいましたとおり、経験年数や年齢等によって決定をされるところでございますが、41号給につきましては、現在市の職員として約３年を経験しているものでございます。

以上でございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○参事兼学校教育課長（金井 睦君） 実は、この41号給につきましては、今、３年ということで申し上げましたが、計算の仕方につきましては、県費も同じような形で３年の経験が大体これに当たるものでございます。

○委員長（針谷育造君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） すみません。私の勘違いかなと思ったのですが、市の任用した経験年数としては３年なのだけれども、職員、先生の年齢というか、先生として10年勤めていましたとか、20年勤めていましたとかというのは分からないわけですか。

○委員長（針谷育造君） 金井学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（金井 睦君） ご質問ありがとうございます。

ちょっと今、正確な年数につきましては、手元にあるわけではないのですが、過去県費として3年程度、数年程度の講師としての経験がある者が41号に今当たるものでございます。

○委員長（針谷育造君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） はい、了解しました。

○委員長（針谷育造君） そのほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） では、ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入りたいと思います。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第128号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第128号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部の入替えをいたしますので、少々お待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第133号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷育造君） 次に、日程第2、議案第133号 財産の取得について（栃木インター西土地地区画整理事業用地）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

中田産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（中田芳明君） 皆様、おはようございます。産業基盤整備課です。どうぞよろしく願いいたします。

ただいまご上程をいただきました議案第133号 財産の取得について説明を申し上げます。議案書につきましては、69ページ、議案説明書につきましては、125ページから127ページとなっております。

初めに、議案説明書により説明をいたします。議案説明書の125ページを御覧ください。提案理

由であります。小山栃木都市計画事業栃木インター西土地区画整理事業用地として、栃木市吹上町及び野中町地内の土地を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

参考条文につきましては、説明を省略させていただきます。

なお、今回取得する土地につきましては、126ページの不動産の調書のとおりでございます。

また、127ページは位置図となっており、ページ中央右寄りの太い線で囲まれた地域がそれでございます。

次に、議案書の69ページを御覧ください。議案書69ページは財産の取得についてでございますが、1、財産の表示につきましては、種別は土地、地目は宅地のほか、畑、雑種地がございます。面積は1万2,903.51平方メートル、所在は栃木市吹上町芝原889番3ほか19筆でございます。2、取得の方法につきましては、随意契約による買入れでございます。3、取得予定価格は、1億7,858万4,549円であります。4、取得相手は、栃木市吹上町地内の居住者ほか6名でございます。

議案の内容は以上であります。地元の皆様及び議員の皆様をはじめとする関係する方々のおかげさまで、このたびの土地の取得により、取得率が約83.7%となりましたことを一言申し添えたいと存じます。引き続きご協力をよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（針谷育造君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありますか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） ご説明ありがとうございました。

ここの産業団地につきましては、データセンターですとか、そういった絡みもありますので、市民の方々の興味も非常に深いところでございますが、今回29筆、約1万2,000平方メートルを1億7,800万円でお買い求めになられたと、取得をされたということですが、これ平米単価に直しますと、大体1万3,840円程度なのかなと。数年前に行いました千塚のほうの産業団地と比較しますと、若干取得コストが高い。ただ、これはあちらと違って宅地等も含まれているゆえのこの値段ということでございますけれども、総体的に見て産業団地造成をしたときの売値設定に向けてこの取得価格の問題点というのは、今のところ何か検討というのはされていらっしゃるでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 中田産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（中田芳明君） 価格の設定につきましては、議員ご案内のとおり、造成費等を含め、用地取得も含めた全ての造成費に関しまして、それを基に分譲する単価で求めるというようなものでございます。ですので、議員ご案内のとおり、千塚産業団地と比べましては、取得する際、

宅地がございました。また移転補償、こちらもございました。また、正直申し上げまして、千塚と比べてインターの直近であるというような好条件も含めまして、価格を今後設定するのですけれども、千塚よりはよい条件で分譲できるかなと期待はしているところであります。

以上です。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 昨今、物価高の影響もありまして、企業の進出も一考するところが多々出てくる可能性もございます。できる限り分譲費というのは、コストを低く抑えていただいたほうがいいのかなと思いますが、こればかりは取得については地権者のご意向もありますので、無理も言えないところなのだろうとは存じますけれども、今回で83.7%の土地の取得が済んだと。では、16.3%の残りの土地の購入に向けて課題等がありましたらお知らせください。

○委員長（針谷育造君） 中田産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（中田芳明君） 議員おっしゃるとおり、83.7%ですから、残り16.3%まだございます。ただ、どうしても土地に長く住んでいて愛着を持っておられる方、またお引越しに際しまして諸々考えたいことがあるというような方、様々な方いらっしゃいます。我々といたしましても、正直はもう一日でも早く補正でも前倒しやるぐらいですから、目指してはおるのですけれども、とはいいいながらも、市といたしましては、相手方の心情に寄り添って、引き続き話を進めていきたいというところもございますので、引き続き取得についてはしっかり寄り添いながら努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 当然ながら、強制的な取得というのは賛成しかねるところもございます。しかしながら、担当所管といたしましては、市民の皆様一刻も早い決断をお願いをさせていただき、造成完成に向けて一生懸命取り組んでいただきたいと要望させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（針谷育造君） ほかに質疑はございますか。

小太刀副委員長。

○副委員長（小太刀孝之君） ご説明ありがとうございました。

先ほど土地の取得率が83.7%とお話しされましたけれども、これは計画に対しては進捗としてどういうふうに推移しているかお伺いいたします。

○委員長（針谷育造君） 中田産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（中田芳明君） 計画というのは、どうしても相手方があるものですから、我々としてはもう例えばなのですけれども、今年度全てを取得できればいいなという希望は持っております。ただ、最前説明申し上げましたように、どうしても相手方の心情等をはかりながら寄り添っていきたいというところもございますので、今となっては令和5年度1月以降取得目指して頑張

っていきたいと思います。

以上です。

○委員長（針谷育造君） よろしいですか。

そのほかございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） それでは、ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入りたいと思います。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第133号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第133号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第134号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷育造君） 次に、日程第3、議案第134号 財産の処分について（千塚産業団地F街区3画地）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

中田産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（中田芳明君） 引き続きよろしくお願いたします。

では、ただいまご上程をいただきました議案第134号 財産の処分について説明をいたします。議案書につきましては、70ページ、議案説明書につきましては、128ページから130ページとなっております。

初めに、議案説明書により説明をいたします。議案説明書の128ページを御覧ください。提案理由でございますが、栃木市千塚町地内の土地をトレーラーハウスデベロップメント株式会社に売却することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

また、129ページが位置図、130ページが分譲区画図となっております。

では、次に議案書の70ページを御覧ください。財産の処分についてでございますが、1、財産の

表示につきましては、種別は土地、地目は宅地でございます。面積は4,748.61平方メートル、所在は、栃木市千塚町1726番であります。2、売却の方法につきましては、随意契約による売却でございます。3、売却予定価格は、6,410万6,235円であります。4、売却相手は、東京都中央区日本橋小伝馬町2番地5-9F、トレーハウスデベロップメント株式会社、代表取締役、大原邦彦でございます。

議案の内容は以上でございますが、地元の皆様及び議員の皆様をはじめとする関係する方々のおかげさまをもちまして、今回の売却により分譲率が100%となりましたことを一言申し添えたいと存じます。ご協力ありがとうございました。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（針谷育造君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） まずは完売おめでとうございますと言っていいのかなと思います。

今回の売却といいますか、処分につきましては、千塚産業団地が優れた産業団地として認知された表れかなというふうに感じておりますが、今回の売却先のトレーラーハウスデベロップメントさん、たしかこれ4年ぐらい前に多分今回の区画の隣をお買い求めになられていると。すみません。現状何人ほど雇用していただいて、今回新たに区画を取得されたのは、つくったトレーラーを置くためなのか、工場建て増しによるものなのか、それによって雇用人数も変わってくるのではないかと思いますので、もし分かるところがありましたら、お知らせいただければと思います。

○委員長（針谷育造君） 中田産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（中田芳明君） ご質問いただきましたトレーラーハウスデベロップメント株式会社につきましては、まさに議員ご案内のとおり、お隣のF1、F2、それぞれの画地についてご購入をいただいているという経緯がございます。若干付け加えますければ、平成29年にまずF1という1つの画地をお求めになられまして、令和元年にそのお隣のF2という区画を取得されました。そして、このたび、今回さらにそのお隣でありますF3区画をお求めになられたということで、事業といたしましては、皆さんご案内のとおり、コロナ等によりトレーラーハウスの需要が高まっているというようなことも背景といたしまして、不況と言われる中、毎年資産、純資産を増やしているという、かなり好調な会社であります。

また、雇用人数につきましては、現在20名雇用しております。このたびの取得によりまして、市内の雇用者5名を予定しているというように聞いてございます。

なお、用途といたしましては、事業拡大に伴う事業所、倉庫、検査所の増設ということで計画を立てているというふうになっております。

以上であります。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 雇用増につながるということで、産業団地を造成したかがあったということとは喜ばしいことかと思えます。業績がいい。こちらの会社は、たしか設立が30年ほど前でしたか、違う社名でございましたけれども、設立をされて、その30年の間にぐんと伸びてきた会社、高崎市かどこかに工場があって、新しく栃木市に工場を造るというご説明を以前していただいたかと思えますが、今回の購入価格が1億7,858万4,549円、これ坪単価に直しますと1万3,840円ということでございますけれども、以前の土地購入との価格差というのは今回あったのでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 中田産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（中田芳明君） 今回の区画の単価につきましては、前回と同様、F区街区につきましては、1、2、3と、それぞれ同じ単価で設定してございますので、今回も同じという単価でございます。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） そうしますと、もう残存している土地をたたき売ったということではなく、正当な取引で購入していただいたという認識でよろしいのですね。ただ、こちらの産業団地、先ほどの議案第133号で申し上げた栃木インター西と比べますと、非常に求めやすい価格設定であったと。造成して1万3,500円の平米単価、これから造成をする取得だけで、その数字を超える1万3,840円の価格、造成したら少なくとも倍にはなるのだらうなと考えますと、これは所管になお一層努力をしていただかないと厳しいのではないかという思いもありますけれども、今回千塚産業団地が完売したという、これをぜひ売りにしていただいて、所管にはさらなるご努力を期待をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○委員長（針谷育造君） そのほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第134号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第134号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部の入替えをいたしますので、少々お待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第137号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷育造君） 次に、日程第4、議案第137号 指定管理者の指定について（栃木市大平まちづくり交流センター）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

石川商工振興課長。

○商工振興課長（石川徳和君） おはようございます。商工振興課です。よろしくお願ひいたします。

ただいまご上程をいただきました議案第137号 指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。議案書は73ページ、議案説明書は133ページでございます。

初めに、議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書の133ページを御覧ください。提案理由でございますが、栃木市大平まちづくり交流センターの管理を行う指定管理者に株式会社大高商事を指定することにつきまして議会の議決をいただきたいというものでございます。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、議案書の73ページをお開き願います。指定管理者の指定の内容でございますが、1の指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称につきましては、栃木市大平まちづくり交流センターであります。2の指定管理者に指定する団体につきましては、所在地、栃木県宇都宮市宝木本町1474番地5、名称、株式会社大高商事、代表者、代表取締役、伊原修であります。3の指定期間につきましては、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間であります。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（針谷育造君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） すみません、地元なものですから。プラッツおおひらというまちづくり交流センター、こちらは今回随意契約ということで指定管理になられたということでございます。ただ、このところコロナ、コロナということで主立ったイベントというものがなかなか開かれづらい。今週月曜日にイルミネーションの工事とかが始まりまして、多少なりにぎわいの創出につながっていくのかなと感じておりますので、それは期待をしたいところでございますが、もっと根本的なところをお尋ねしたいのですけれども、私の知る限り、たしかプラッツおおひらの取扱いについては、以前は地域まちづくりのほうで取り扱っていたはずなのです。それがちょっと前から商工観光のほうの取扱いになりまして、あそこの存在意義からすれば、商工ではなくて、まちづくりのほうでは

ないか、まちづくり交流センターですから。産業振興のほうでやっては駄目だと言っているつもりはないのですが、これはちょっと取扱いに難しいところが多々あるのではないかと思います、その辺ちょっとどうなのでしょう。

○委員長（針谷育造君） 石川商工振興課長。

○商工振興課長（石川徳和君） ただいまご指摘のとおり、現在は商工振興課のほうで所管しておりますが、以前大平の産業振興課あったときには、そちらで所管をしていた関係で、2年前からこちら商工振興課のほうに事務が移ってきたわけでございます。

ご指摘のとおり、あの施設につきましては、設置の目的が中心市街地ににぎわいと活力を創出するためのまちづくりの拠点施設ということで設置されておりますことから、物販関係をやっている関係もありまして、あと大平産業振興課で事務を行っていたという、所管していたということでこちらに移ってきたわけですが、やはり本来の設置目的からいきますと、まして隣にあります大平地域づくり推進課が所管するのが、さらなる利用者の利便性ということを考えますと、地域のためにもいいのかなということで、今年所管替えについて若干大平の地域づくり推進課のほうに協議をさせていただいております、まだ結論は出ていないのですけれども、その辺両課で話し合っ、どれが一番いいのか決めていきたいというふうに今考えているところでございます。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 日曜日、私あそこでイベントに参加してまして、いろんな方のご意見を伺いますけれども、商工課長が悪いわけではないです。ただ、地元の意見とすれば、やはりこれはまちづくりに資するものとしての行政指導が望ましいのではないかとこの意見が多うございます。所管が違いますので、部長も何かと大変かと思いますが、ぜひ前向きに協議していただいて、極力そのような形で話持っていってもらえると、地元の意見と整合性取れますから、よろしく願いします。

○委員長（針谷育造君） そのほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第137号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第137号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部の入替えをいたしますので、少々お待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第114号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷育造君） 次に、日程第5、議案第114号 令和4年度栃木市一般会計補正予算（第7号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

石川商工振興課長。

○商工振興課長（石川徳和君） ただいまご上程をいただきました議案第114号 令和4年度栃木市一般会計補正予算（第7号）のうち、所管部分につきましてご説明いたします。

まず、歳出からご説明いたします。初めに、6款農林水産事業費についてご説明いたします。恐れ入りますが、補正予算書の76、77ページをお開きください。1項2目農業総務費につきましてご説明いたします。職員人件費の補正につきましては、職員課所管となりますが、人事異動に伴い、当初見込んでおりました所属の人数や役職に変更が生じたことによる差額分及び職員手当等の変動分を精査し、補正するものであります。以下、職員人件費につきましては、同様の理由により補正するものでありますので、以後の説明は省略させていただきます。

次に、3目農業振興費につきましてご説明いたします。補正額は176万円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。栃木市農業再生協議会補助事業費につきましては、経営所得安定対策制度に関し、国が推進している農林水産省共通申請電子サービスを導入するに当たり、既存の水田情報等のデータ移行のために必要な経費を増額するものであります。

次に、5目農地費につきましてご説明いたします。補正額は679万1,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。1項目め、環境保全型農業直接支払交付金につきましては、大平、藤岡地域で有機農法や緑肥などの環境にやさしい営農活動に取り組む農業者グループにおいて、取組面積が増えたことによる交付金の増額であります。

次の与良川水系湛水防除事業維持管理事業負担金につきましては、与良川水系排水機場に係る経費の一部を小山市80%、栃木市10%、野木町10%の案分に応じて負担するもので、令和4年度の負担金額確定通知に伴い、不足する市負担金を増額するものであります。

次の県単独農業農村整備事業費につきましては、県から追加採択を受けた皆川城内地区の樋門改修工事費を増額するものが主なものであります。

次の市単独農業農村整備事業費につきましては、大雨等により、のり面が一部崩落したため、大

久保町のり面復旧工事を増額するものであります。

続きまして、2項2目林業振興費につきましてご説明いたします。恐れ入りますが、予算書の78、79ページをお開きください。補正額は1,891万7,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。1項目め、森林・山林多面的機能発揮対策交付金につきましては、活動団体の事業量が増加したことに伴う市負担金を増額するものであります。

次のナラ枯れ被害緊急対策事業費につきましては、ナラ枯れの被害増加に伴い、対策として必要な委託料及び森林所有者が伐倒駆除を行うのに必要な補助金を増額するものであります。

続きまして、7款商工費についてご説明いたします。恐れ入りますが、補正予算書の80、81ページをお開きください。1項3目工業開発費につきましてご説明いたします。補正額は6万9,000円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。栃木インター西産業団地特別会計繰出金につきましては、産業団地造成工事のために補正した市債との調整に伴う減額であります。

次に、4目観光費につきましてご説明いたします。補正額は167万4,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。1項目め、鯉飼育管理事業費につきましては、電気料金の高騰により不足が生じた光熱水費を増額するものであります。

次の倭町小江戸ひろば管理運営費、3項目めのかかしの里管理事業費につきましても、電気料金の高騰により不足が生じた光熱水費を増額するものであります。

続きまして、10款教育費についてご説明いたします。恐れ入りますが、補正予算書92、93ページをお開きください。1項2目事務局費につきましてご説明いたします。補正額は17万3,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。会計年度任用職員人件費（学校教育課）につきましては、学校支援員等の通勤費について不足する費用弁償であります。

次に、3目教育振興費につきましてご説明いたします。補正額は716万2,000円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。教科書採択購入事業費につきましては、各小学校で使用する教師用指導書の価格及び数量が当初の想定より少なく済んだことから、消耗品を減額するものであります。

次に、4目学校給食費につきましてご説明いたします。補正額は5,803万6,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。学校給食事業費につきましては、藤岡学校給食センターの食器洗浄機のコンベア及び洗浄ポンプが劣化により損傷しましたが、メーカーにおいて部品の供給が既になく、修理が不可能であることが判明したことから、当該機器を入替えるための厨房機器購入費が主なものであります。

次の（仮称）栃木東地域学校給食センター整備事業費につきましては、新しい学校給食センターに下水道を接続するための公共下水道設計業務委託料であります。

続きまして、2項1目学校管理費につきましてご説明いたします。恐れ入りますが、補正予算書の94、95ページをお開きください。補正額は9,756万7,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。小学校運営費につきましては、電気料金の高騰に伴い、電気料に不足が生じる見込みで

あるため、光熱水費を9,606万7,000円補正増するものであります。

次の家中小学校教育支援事業費につきましては、学校施設費寄附金を活用し、網戸設置工事費150万円を補正増するものであります。家中小学校と都賀中学校の事業に寄附したいという寄附者の意向を基に協議した結果、家中小学校の校舎に網戸を設置することになったものであります。

続きまして、3項1目学校管理費についてご説明いたします。恐れ入りますが、補正予算書の96、97ページをお開きください。補正額は5,715万4,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。中学校修学旅行費助成事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための修学旅行変更等に伴う企画料の助成費用であります。

次の中学校運営費につきましては、電気料金の高騰に伴い、電気料に不足が生じる見込みであるため、光熱水費を5,346万1,000円補正増するものであります。

次の都賀中学校教育支援事業費につきましては、学校施設費寄附金を活用し、学校用器具購入費250万円を補正増するものであります。家中小学校と都賀中学校の事業に寄附したいという寄附者の意向を基に協議した結果、都賀中学校の部活動に必要な備品を購入することとなったものであります。

続きまして、4項3目文化財保護費につきましてご説明いたします。恐れ入りますが、補正予算書の98、99ページをお開きください。補正額は115万8,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。文化財施設共通管理費につきましては、3款の文化財施設について、電気料高騰により、光熱水費の不足が見込まれることから、光熱水費を補正増するものであります。

次の文化財保存修理事業費につきましては、郷土参考館の土蔵東側トラップライト周りより雨漏りが生じており、修理工事が必要なことから、工事請負費を補正増するものであります。

次に、4目文化会館費につきましてご説明いたします。補正額は1,412万4,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。文化会館施設改修事業費につきましては、大平文化会館において雨漏りに起因する天井部材の落下等の不具合が生じており、屋上防水改修工事を至急行う必要があることから、工事請負費を補正増するものであります。

以上をもちまして所管関係部分の歳出の説明を終了させていただきます。

○委員長（針谷育造君） 國府学校施設課長。

○学校施設課長（國府泰浩君） 続きまして、歳入につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書の48、49ページをお開きください。15款2項6目教育費国庫補助金につきましてご説明いたします。補正額は65万6,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。1節小学校費補助金につきましてご説明いたします。へき地児童生徒援助費等補助金につきましては、小野寺小学校スクールバスの運行経費に対する国庫補助金が交付決定されたことによる増額でございます。

2節中学校費補助金につきましてご説明いたします。へき地児童生徒援助費等補助金につきまし

ては、藤岡中学校スクールバスの運行経費に対する国庫補助金が交付決定されたことによる増額であります。

次に、補正予算書51ページをお開きください。16款2項4目農林水産業費県補助金につきましてご説明いたします。補正額は1,359万2,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。1節農業費補助金につきましては、373万5,000円の増額であります。1項目めの経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金につきましては、経営所得安定対策制度に関し、農林水産省共通電子申請サービスへのデータ移行を実施するために必要な県補助金の増額であります。2項目め、環境保全型農業直接支払交付金につきましては、大平・藤岡地域で環境にやさしい営農活動に取り組む農業者グループに交付される県交付金の増額であります。3項目めの土地改良事業費補助金につきましては、県単独農業農村整備事業、皆川城内地区に対する県からの補助金の増額であります。

次に、2節林業費補助金につきましては、985万7,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。ナラ枯れ被害緊急対策事業費補助金につきましては、ナラ枯れの被害対策として必要な委託料及び森林所有者が伐倒駆除を行う費用に対する県からの補助金の増額であります。

次に、18款1項6目教育費寄附金につきましてご説明いたします。補正額は400万円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。学校施設費寄附金につきましては、市内の公立小中学校への教育振興を目的とした寄附金であります。

次に、補正予算書の52、53ページをお開きください。19款2項22目森林環境譲与税基金繰入金につきましてご説明いたします。補正額は835万8,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。森林環境譲与税基金繰入金につきましては、県単独補助によるナラ枯れ被害緊急対策事業の増額に対する基金からの繰入金を増額するものであります。

以上で所管関係部分の歳入の説明を終わらせていただきます。

続きまして、繰越明許費につきましてご説明いたします。恐れ入りますが、補正予算書の7ページをお開きください。第3表繰越明許費補正（追加）についてご説明いたします。上から1事業目、6款農林水産業費、1項農業費、県単独農業農村整備事業につきましては、皆川城内地区の樋門改修工事について、施設管理者及び隣接地権者との調整に不測の日数を要し、年度内の工事完了が困難と見込まれることから、繰越しをするものであります。

上から3事業目、10款教育費、1項教育総務費、学校給食事業につきましては、藤岡学校給食センターの食器洗浄機の入替えについて、当該機器は学校給食の提供のない長期休業期間中にしか入替えができないことから、年度内の設置完了が困難と判断したため、繰越しをするものであります。

上から4事業目、10款教育費、4項社会教育費、文化会館施設改修事業につきましては、大平文化会館屋上防水改修工事に約5か月の工事期間を要することから、年度内完了が困難と判断したため、繰越しをするものであります。

以上で所管関係部分の繰越明許費の説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、債務負担行為についてご説明をいたします。恐れ入りますが、補正予算書の8ページをお開きください。第4表、債務負担行為補正（追加）の下から2項目め、令和4年度大平まちづくり交流センター管理運営委託（指定管理者制度）につきましては、指定管理期間が令和4年で終了し、制度導入の効果が確認できたことから、引き続き指定管理者制度を導入するため、管理運営委託の期間と限度額を設定するものであります。

続きまして、補正予算書の9ページをお開きください。上から5項目め、令和4年度新入学児童用防犯ブザー購入につきましては、次年度当初に配布をするため、今年度内に購入手続を行う必要があることから、期間と限度額を設定するものであります。

次の令和4年度小学校GIGAスクールタブレット用フィルタリングシステムソフトウェア使用につきましては、現在使用しているフィルタリングシステムを令和5年度においても切れ目なく使用するためには、今年度中に契約手続を行う必要があることから、期間と限度額を設定するものであります。

次の令和4年度中学校GIGAスクールタブレット用フィルタリングシステムソフトウェア使用につきましては、小学校と同様、今年度中に契約手続を行う必要があることから、期間と限度額を設定するものであります。

次の令和4年度美術館受付展示監視業務委託につきましては、開館記念展が来年4月15日から開催されるため、美術館の受付業務及び展示室内の監視業務を委託するに当たり、今年度中に契約手続を行う必要があることから、期間と限度額を設定するものであります。

以上をもちまして令和4年度栃木市一般会計補正予算（第7号）の所管関係部分の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（針谷育造君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方式により、ページ数もお知らせ願いたいと思っております。

質疑ありませんか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） おはようございます。ちょっと最後のほうの説明で、99ページですか、1つ質問させていただきます。

大平文化会館ですか、ここで何か天井の落下で雨漏りがしたということで、まずは状況的にちょっと確認したいのですが、そのけが人とか、そういう場はなかったのか、まず質問させていただきます。

す。

○委員長（針谷育造君） 奈良部文化課長。

○文化課長（奈良部 満君） では、お答えを申し上げます。

この大平文化会館のロビーの天井の一部の落下なのですけれども、9月25日にこれ日曜日だったのですけれども、朝、指定管理者の職員が出勤しましたら、ロビーの天井の一部が落ちておりました。休館中というか、閉館中でございましたので、お客様はいらっしゃいませんでした。

以上でございます。

○委員長（針谷育造君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 今度は管理のほうの関係ですけれども、質問させていただきます。

多分何らかの症状があったのではないのかなというふうに思います。いろんな状態でのその管理等をしているのでしようけれども、ちらっとこれ聞いたときに、ふだんの管理で何をやっていたのかな。たまたま人がいなかったから事故にはならなかったということはあるにしても、何かその前兆はあったのだろうと。それで、何のためにでは管理とかをふだんしているのかなというふうに思うのですが、その点についてお伺いいたします。

○委員長（針谷育造君） 奈良部文化課長。

○文化課長（奈良部 満君） その当該部分は一部黒い染みができておりましたので、雨漏りの症状は出ておりました。指定管理者のほうで天井のほうに衣装ケースみたいなのも置いて、水が下に落ちないように、天井部分に落ちないように管理はしておりましたけれども、雨が多きときはそれをはみ出してしまうと、その天井部分に滴ってしまったということがございまして、それが長年にわたって続いておりました関係で、天井部分が傷んで、今回落ちてしまったということでございます。

以上でございます。

○委員長（針谷育造君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） ふだんの管理と私言っていますが、やはりそういう面での早めのその対応とか、これは全管理に言えると思いますので、大きい事故にならないような対応は多分そこからかなと、毎日の点検とか、目視とか、当然やっていると思います。そういう中で、やっぱり大事に至らないようにしてもらいたいというふうに思います。私も大平なので、文化会館の件は若干知っているのですが、なかなか難しい建物だということでは聞いておりますので、特にご注意をしてください。要望です。

○委員長（針谷育造君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） 79ページです。ナラ枯れ被害緊急対策事業費でございますけれども、場所と、また被害状況等を詳しくお聞かせいただければと思います。

○委員長（針谷育造君） 田名網農林整備課長。

○農林整備課長（田名網 清君） お答え申し上げます。

今年度の被害の状況なのですが、栃木地区におきまして6か所、平井町、吹上町、皆川城内、小野口ほかです。それから、大平地区で12か所、下皆川、それから西山田。藤岡で4か所、赤麻地区、甲地区、都賀地区。都賀地域で3か所、木地区、家中地区、白久保地区。岩舟地区で5か所、宮、静地区などが被害が出ております。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） では、広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 市内各地に大きな被害を生んでいるわけですが、実はこのナラ枯れ被害緊急対策事業費、本年度予算ではわずか400万円の予算立てしかしておりませんでした。薫蒸、伐倒、各200万円ずつでした。実に今回の補正は当初予算の4.7倍にも上る数字が上がっているのですが、これ担当部局として、今回これだけの被害が出るという予測は全くつけていなかったということでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 田名網農林整備課長。

○農林整備課長（田名網 清君） お答え申し上げます。

令和2年度に被害のほうが出まして、令和2年度、令和3年度におきましては、県の被害対策方針に基づきまして、早期発見、それから早期駆除ということで対応してまいりました。これである程度抑えられるとは思っていたところなのですが、ただ、そうはいいましても、新たにほかに出てくると予測しまして、400万円の当初予算ということで計上してはいたけれども、ここまで被害が顕在化することはちょっと予想しておりませんでした。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 県のほうからは1,000万円弱の補助金が今回出ています。足りないところについては、森林環境譲与税ですか、こちらからの繰入れということで対応しておりますけれども、来年度に向けてこの予算立てというのはかなり大きな金額ということでお考えですか。

○委員長（針谷育造君） 田名網農林整備課長。

○農林整備課長（田名網 清君） 今年度はこのような状況ですので、来年度も予算につきましては、検討しているところなのですが、県の基本方針も令和2年度に発生しましてから、早期発見、徹底駆除という方針でしたのですが、被害がかなり出てきましたので、被害が激甚化しているところにつきましては、選択して駆除するような方針に変わりつつあるところもありますので、そういった状況を見ながら対応してまいりたいと思います。

○委員長（針谷育造君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） 所有者に対しての補助金ということで、所有者の持ち出しというのは結構あるのでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 田名網農林整備課長。

○農林整備課長（田名網 清君） 所有者が事業主体になりまして、駆除を行った場合には、補助の

申請内容を確認しまして、持ち出しはない。10分の10以下ということで、必要以上に市でやれば100万円できるところを、伐倒、片づけまでやって120万円かかるような場合は、100万円分までの補助しかありませんけれども、必要最低限の駆除につきましては、市の所有者の持ち出しはありません。

○委員長（針谷育造君） よろしいですか。

小堀委員。

○委員（小堀良江君） 歳入のほうになりますけれども、森林環境譲与税基金繰入金ということで、これの残高はどのくらいあるのでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 田名網農林整備課長。

○農林整備課長（田名網 清君） お答え申し上げます。

令和元年度から譲与税のほう入っております、令和元年度から令和3年度までが譲与税額が合わせまして5,820万7,000円で、執行額が2,285万4,000円ということで、現在の基金の残高は3,517万3,000円でございます。

○委員長（針谷育造君） そのほか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） では、引き続きお願いいたします。

81ページですか、の一番最後の観光費のほうで、鯉の飼育費の管理、金額は小さいのですが、たしか予算的にこの鯉の飼育、200万円前後だとちょっと記憶にあるのですが、そのうちの電気料の関係でこれだけのアップだということで、高騰だということを説明受けたのですが、何か高過ぎないのかなと思うのですが、ちょっと状況が私よく分からないので、説明をお願いいたします。

○委員長（針谷育造君） 茂呂観光振興課長。

○観光振興課長（茂呂一則君） お答え申し上げます。

鯉飼育管理事業費ということで、天谷委員おっしゃるとおり、当初予算額が332万7,000円程度でした。そのうちの223万円ほどが光熱水費ということで、こちらはポンプアップの際の電気料ということで、栃高前に2基、それと壱冷川とって、日ノ出町地内にあるのですけれども、そちらのポンプアップの電気料が主なものでございます。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 今の天谷委員の鯉の飼育というのを私も今日お尋ねしようと思ったので、関連でお聞きいたします。

まず、課長がおっしゃった当初予算が細かいところで言うと3,000円違っております。予算書では332万4,000円で上がっております、今回のこれ光熱費ということで計算しましたら、24%増額しております。ところが、その下段に書いてあります倭町小江戸ひろば、そしてかかしの里も光熱費の高騰ということでございますが、こちらは高騰率が11%なのですね、両方とも。なぜ24%、11%

という高騰率が違っているのか、場所によって電気代が違うということではないかと思うのですが、なぜ倍以上数字が違っているのか。ほかの施設等についても大幅に違いますので、この後もお聞きしますが、まずは担当所管のこの3点についてご説明頂戴できればと思います。

○委員長（針谷育造君） 茂呂観光振興課長。

○観光振興課長（茂呂一則君） 使用料では、電気料ですけれども、倭町小江戸ひろばにつきましては、観光協会の事務所が入っている南蔵の電気料でございます、かかしの里につきましても、今、南山麓友の会のほうに委託をお願いしているところでございますけれども、それぞれ施設の電気使用料ということで、明らかに節電は可能な施設でございます。ただ、こちらの鯉飼育に係る電気料につきましては、ポンプが24時間これはまるっきり稼働しているものですから、なかなか節電対策が図れないということで、そこら辺の差異かなと思っております。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 節電可能か可能でないかということで、ほかは節電しているのだというようなご意見なのかなと思いますが、ではこの光熱費、特に電気代についてこの後全般でちょっとお伺いさせていただきたいと思いますが、委員長、よろしいですか。

○委員長（針谷育造君） はい。

○委員（広瀬義明君） 例えば今回の電気代高騰、各所管に上がっております。92ページ、93ページ、10款1項4目学校給食事業費、こちらにおいても当初予算の数字からしますと、1,584万6,000円今回補正がついておりますが、補正率でいいますと、これ47%なのです。実に5割近い数字が出ております。これは、節電は難しいのだと、給食つくるのに節電は難しいよということであれば、それはそれで納得はいたしますが、では学校運営費、こちらは小学校の学校運営費が95ページです。そして、中学校が97ページと、2項にわたってございます。その光熱費の上昇率、当初予算のほぼ8割が今回補正で載っているのです。1.8倍の電気代が余計にかかる計算になるのですけれども、そんなに上がったのですか。

○委員長（針谷育造君） 國府学校施設課長。

○学校施設課長（國府泰浩君） お答え申し上げます。

学校関係の、小学校、中学校、両方に関することなのですが、これの電気料に関しましては、小学校、中学校とも高圧電力、こちらを契約しております。こちらの契約につきましては、市役所内部で管財課が一括して契約をしております。その電気料を基にうちのほうは、学校施設課としては学校の電気代を支払っております。

その流れなのですが、経緯といたしましては、管財課において一括電気の契約を7月に入札を行いました。その結果、不調となりました。要は入札額が合わなく、不調となっております、最終的に電気供給事業者が決まらない状態になります。不調になったことで契約ができないという状況になりました。そのため、電気の最終保障供給約款、要は電気を止めるわけにはいかないというこ

となので、その最終保障供給約款に基づいて、今は東京電力パワーグリッド株式会社と単価を決めて管財のほうで契約をしているところであります。その単価が当初予定していたというか、当初うちのほうの予算で計上していた額に対して、1キロワット当たりの単価が約2倍になっています。それと基本料は4倍になっています。その契約で一応この今のところはその単価で支払いを進める状況になっておりますので、昨年度の使用料を基に算出したところ、当初予算では半年分しかもたないような状況になっておりますので、今回補正をしたところでございます。

以上です。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 各栃木市内の小中学校において、水ですとか、電気ですとか、そういったものはいわばライフラインです。子供たちの教育を守るために絶対に必要なものについて、これだけの金額に差異が出るということは、何で議会に前もってそういった説明が全くなかったのだろうと、私はそれが不満でならない。なぜそういったことの説明がなかったのか、ちょっとお伺いしたい。

○委員長（針谷育造君） ご答弁は……

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 答弁いただけないのだから、それは結構です。

では、来年度このままの電力料金でまた予算が計上されるということでよろしいのでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 國府学校施設課長。

○学校施設課長（國府泰浩君） お答え申し上げます。

来年度当初予算につきましては、この金額を算出をして、それに基づき、来年度当初予算には計上したいと考えております。決まっていないのですが、そういう考えでおります。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） はっきり申し上げて、納得できませんけれども、納得したことにしましょう。

では、学校の電力は倍になる。基本料金ですか、4倍になるというご説明でしたが、それは管財が一括契約しているからだよと、今、ここの数字動かせないよ。であれば、では今回47%という数字が出た学校給食事業についてはどのようなご説明を頂戴できるのでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 五十畑保健給食課長。

○保健給食課長（五十畑 肇君） お答え申し上げます。

学校給食の調理場につきましては、小中学校と違いまして、管財のほうの一括契約のほうには含まれておりません。各こちらで東京電力と直接契約を結んでおります。今後東京電力のほうも一般家庭と同じように、電気料金徐々に値上がりになっていきます。その率でこちら計算をさせていただきます。増額分を今回補正となっておりますので、そこがちょっと小中学校と違うと、割合が変わっているという状況になっております。

以上です。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 小学校の運営費、中学校の運営費同様、今後の給食センターと学校給食事業についても、栃木市の教育の根幹と言うべき土台を支える重要な事業でございますので、大きな金額が動くときは、やはりいきなり補正で上げるのではなくて、事前から情報の提供ですとか、研究会だって何だってあるわけですから、情報共有というものがなされていない証拠がこういつて出てきてしまうのです。はっきり申し上げれば、ここまで細かく計算するやつがいるかどうかは分かりませんが、計算すると数字が正直に見えてきてしまう。この補正一つ取っても、事前にせめてある程度の情報提供が欲しかったなと恐らく議会の議員全員は思っていると思います。今後そういったことに対する執行部の努力に期待をさせていただきます。

○委員長（針谷育造君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） では、改めて、今度は債務負担行為のほうの9ページをご質問します。

一番最後ですが、美術館に関してですけれども、ここで1,570万何がしということで展示品監査業務と、4月15日からですか、まず期間も知りたいのですが、そういうものが必要なのかどうかということを聞きたいのですが、ふだんからある程度の管理とかしているの、改めてここで監査とか、業務の委託が必要なのか、この件についてお伺いいたします。

○委員長（針谷育造君） 加茂美術・文学館課長。

○美術・文学館課長（加茂浩史君） お答えいたします。

来年度の企画展につきましては、年4回の企画展と年4回の収蔵品展を予定してございます。その中で展示室A、B、Cとございますが、そこに作品を展示するに当たりまして、各展示室で観覧者の安全のため、また展示品の汚損、破損等を防ぐために展示監視員が必要だというふうに考えております。

また、美術館につきましては、受付業務を1名配置することを考えております。現在、3月5日まで行っています展示につきましては、会計年度任用職員で受付業務を1名、展示室Aにつきましては、人材派遣業者と委託をしまして、1名の監視員。展示室Bにつきましては、シルバー人材センターと契約しまして1名の監視員。展示室Cにつきましては、ボランティアのサポーターにご協力いただきまして、1名の監視員を現在つけて配置して監視をしているところでございます。

来年につきましては、展示室Aにつきましては、1名。展示室Bにつきましては、部屋が大きく、1名では死角ができてしまいますので、2名の配置を考えております。展示室Cにつきましては、1名の配置、受付業務の1名ということで、合計5名の配置を考えているところでございます。

以上です。

○委員長（針谷育造君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 改めて説明を聞いたのですけれども、きょうび現状では3名プラスそのボラ

ンティアの方がいてという、それが例えば来年のこの債務負担行為ですか、そっちに反映される金額が内容で、その5名の監視員をつけたりなんかすることが来年度の債務負担行為になるのだという解釈でまずよろしいでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 加茂美術・文学館課長。

○美術・文学館課長（加茂浩史君） お答えいたします。

来年度につきましては、現在ボランティアさんにもご協力いただいているところでありますが、企画展につきましては、他の美術館等から作品をお借りして展示することから、民間業者が持つその接客や監視スキルなどを導入したいというふうに考えて、今回業務委託をお願いしたいというふうに考えてございます。

○委員長（針谷育造君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） ちょっとまだ私の中では頭整理されていないのですが、例えばではそういう破損とか何かになった場合は、保険という形もあるのだと思います。保険も聞いていいのですか、一連ですから。

○委員長（針谷育造君） 関連ですから……

○委員（天谷浩明君） ちょっとお願いいたします。

○委員長（針谷育造君） 答えられる範囲でお願いします。

加茂美術・文学館課長。

○美術・文学館課長（加茂浩史君） はい、当然保険は加入してございます。破損があった場合に、そういう保険で対応していきたいというふうに考えております。

○委員長（針谷育造君） そのほかございますか。

名淵教育次長。

○教育次長（名淵正己君） ただいまの展示監視の問題でございませけれども、確かに保険に入っております、もし損害が出た場合には保険で担保されるような形になります。ただ、結界といまして、前に早くいってひもみたいなものをつったりはしますけれども、もし作品に被害が出たような場合、きちんとした監視ができていないと、次回からどこも貸してくれなくなってしまうという、また借りるに当たっても、その辺がきちんとしていないと、ほかの美術館から借りてきますので、貸していただけないということがございますので、きちんとした対応を取る必要があるということでございます。

以上でございます。

○委員長（針谷育造君） ほかにございますか。

雨宮委員。

○委員（雨宮茂樹君） 93ページの教科書採択購入事業費が700万円減ということで、教師用の教科書を使用しなくなったということなのですが、どのくらいの量を購入しなくなったのか、教えてく

ださい。

○委員長（針谷育造君） 金井学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（金井 睦君） お答え申し上げます。

幾つかの教師用教科書を購入をさせていただいているところでございますが、大きなものにつきまして、中学校の指導用教科書、これにつきましては、教科担任数の増に伴うニーズが見込みより少ないことから、当初予定したのから執行残として、教師用の指導書につきましては、340万4,500円の執行残を考えているところでございます。また、中学校の教師用教科書、ちょっと似ているのですけれども、それにつきましても31万5,514円の執行残を考えているところでございます。

以上でございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○参事兼学校教育課長（金井 睦君） もう少々執行残があるのですが、よろしいですか。

○委員長（針谷育造君） どうぞ。

○参事兼学校教育課長（金井 睦君） さらに、入札によって執行残が生じるものがございます。それが小学校の指導者用デジタル教科書でございます。これが国語と算数につきましては160万円でございます。それから、中学校の指導者用デジタル教科書が108万円を予定しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（針谷育造君） そのほかございますか。

小太刀副委員長。

○副委員長（小太刀孝之君） 同じく93ページ、先ほど厨房機器購入費の中で、食器洗浄機及び搬送用ベルトコンベアの入替えというお話はございましたけれども、こちらの使用年数をお聞かせください。

○委員長（針谷育造君） 五十畑保健給食課長。

○保健給食課長（五十畑 肇君） 藤岡学校給食センターにつきましては、昭和63年にセンターが開設されていますので、その際に導入しておりますので、34年が経過しております。

○委員長（針谷育造君） 小太刀副委員長。

○副委員長（小太刀孝之君） 34年の間、当然学校給食を供給しない時期、夏休みですとか、冬休み、そういった間で当然保守点検、そういったことをやられると思うのですけれども、そういったことをやられたのでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 五十畑保健給食課長。

○保健給食課長（五十畑 肇君） 長期休業期間中に点検につきましては、調理員さん業務委託しておりますので、その方たちに日頃から使っていただいているものでございますので、その際に確認をしていただいております。ただ、専門業者を入れて、中身を分解ではないのですけれども、そうい

った形での点検作業は行っておりません。

○委員長（針谷育造君） 小太刀副委員長。

○副委員長（小太刀孝之君） 当然設備でございますので、今後入替えをした新しいものについては、当然日常点検は必要だと思いますけれども、結局目視点検だけでは細部が分からないということになりますので、ぜひ定期的な、その時期については、その使用頻度によって違うと思いますけれども、定期的な保守点検をやれば、34年が長いのか、短いのかということ、長く使われていると思いますけれども、設備上のその寿命を延ばす意味合いにおいても、事前に部品購入、入替えすれば、さらに寿命が延びるというのにつながると思いますから、保守点検もお考えをお願いいたします。

以上です。

○委員長（針谷育造君） 回答はいいですか。

○副委員長（小太刀孝之君） はい。

○委員長（針谷育造君） そのほかでございますか。

田名網農林整備課長が手を挙げておりますので。

○農林整備課長（田名網 清君） 先ほど小堀委員からご質問のありました森林譲与税基金の積立ての残高なのですが、3,517万3,000円とお答えしたかなと思うのですが、正しくは3,535万3,000円が正しい数字ですので、訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。

○委員長（針谷育造君） そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第114号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第114号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部の入替えをいたしますので、少々お待ちください。

〔執行部退席〕

○委員長（針谷育造君） おトイレへ行きたいという方がいらっしゃるものですから、5分休憩を入

りたいと思います。

(午前 11 時 38 分)

○委員長（針谷育造君） 再開をいたします。

(午前 11 時 45 分)

◎議案第 118 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷育造君） 次に、日程第 6、議案第 118 号 令和 4 年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

中田産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（中田芳明君） では、ただいまご上程いただきました議案第 118 号 令和 4 年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計補正予算（第 3 号）につきまして説明をさせていただきます。

補正予算書の 29 ページを御覧ください。令和 4 年度栃木市の栃木インター西産業団地特別会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによるというものであります。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正でありまして、第 1 項は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 693 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15 億 989 万 9,000 円とするというものであります。

第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるというものであります。

第 2 条は、繰越明許費でありまして、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」によるというものであります。

第 3 条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」によるというものであります。

では、30 ページ、31 ページを御覧ください。第 1 表、歳入歳出予算補正であります。30 ページが歳入、次の 31 ページが歳出となっております。

では、32 ページ、33 ページをお開きください。32 ページが第 2 表、繰越明許費となっております。これは、産業団地の早期分譲を図るため、工期等を鑑み、事業費を翌年度に繰り越すものであります。

次の 33 ページが第 3 表、地方債補正（変更）となっております。本表は、上の段が補正前、下の

段が補正後となっており、起債の限度額を変更するものであります。なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、変更はございません。

では、ページが飛びます。180、181ページをお開きください。まず、180ページ、3、歳出から説明をいたします。1款1項1目、産業団地造成事業費につきまして説明をいたします。補正額は1億693万1,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。栃木インター西産業団地造成事業費につきましては、地権者の住居移転の早期完了に伴い、産業団地造成工事費を増額するものであります。

続きまして、歳入について説明をいたします。178ページ、179ページを御覧ください。2款1項1目一般会計繰入金につきまして説明をいたします。補正額は6万9,000円の減額でございます。右の説明欄を御覧ください。一般会計繰入金につきましては、歳出の増額に伴い、補正した市債との調整により減額するものであります。

次に、5款1項1目土木債につきましては、補正額1億700万円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。地域開発事業債につきましては、産業団地造成工事費の増額に伴い、起債額を増額するものであります。

以上をもちまして、令和4年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計補正予算（第3号）についての説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（針谷育造君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方式により、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第118号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第118号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構です。大変ご苦労さまでした。

〔執行部退席〕

◎陳情第5号の上程、採決

○委員長（針谷育造君） 次に、日程第7、陳情第5号 栃木特別支援学校寄宿舎の存続を求める意見書の提出に関する陳情書を議題といたします。

初めに、請願（陳情）文書を書記に朗読させます。

岩川書記。

〔書記朗読〕

○委員長（針谷育造君） これより審査に入ります。

なお、各委員のご発言の際には、陳情の趣旨や、その論点等について、さらには陳情に対する賛否などを自由にご討議いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ご意見等がありましたら、ご発言願います。

雨宮委員。

○委員（雨宮茂樹君） 今回の陳情に関して、県の事業であって、県のほうも態度を軟化させてきているというところで、今後の推移を見ていく上で、継続という形でもいいのかというふうに思いますが、この署名が2万何千部集まったということで、そういった混乱を招いていることは事実でありますので、存続、今回の3月末での閉舎ということは、なかなかよろしくないのかなというふうに思います。その部分を含めて、今後寄宿舎の在り方であったりだとか、閉舎の時期であったりだとか、保護者との話合いという部分をしっかりとさせていただくという意味での意味合いを含めた意見書提出ということであれば採択でもいいのかというふうに思っております。

○委員長（針谷育造君） ほかにございますか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 私は、採択という立場から意見を述べさせていただきます。

基本的な話でいろいろ前の委員会でもありましたが、やはりまず情報開示、今、保護者に言うのがちょっと突然だったかなというのは否めないかなと思います。

それと、その寄宿舎に対する考え方がどうも保護者と県のほうが若干違う。老朽化という言葉を出していますが、まだまだ耐用年数もあるし、そこら辺についてはもっと話合いする余地がある。存続するという言葉を大義名分にすれば、存続する意味をきっちり県のほうも廃止する意味ですか、それをきっちりと保護者に知らせるべきであって、また保護者のほうもそれを私もいろんな関係で寄

宿舍のほう、ちょっとお世話になった方もいて、よく分かっているのですが、生活支援ができるのだというのは大きいところですね、日常。そういうことを含めて、この陳情に対しては一応採択して、県のほうへ戻すというか、考えてもらうということによろしいかと思えます。

○委員長（針谷育造君） そのほかご意見等がございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ほかにご意見がないようでありますので、ただいまから陳情第5号について採決いたします。

お諮りいたします。本陳情を採択すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○委員長（針谷育造君） 起立全員であります。

したがって、陳情第5号は採択すべきものと決定いたしました。

◎請願第1号の上程、採決

○委員長（針谷育造君） 次に、日程第8、請願第1号 子ども達のマスク着用の自由化と学校給食時の黙食緩和の啓発に関する請願書を議題といたします。

初めに、請願（陳情）文書を書記に朗読させます。

岩川書記。

〔書記朗読〕

○委員長（針谷育造君） これより審査に入ります。

なお、各委員のご発言の際には、請願の趣旨や、その論点等について、さらに請願に対する賛否などを自由にご討議いただきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ご意見等がありましたら、ご発言願います。

小堀委員。

○委員（小堀良江君） 一番最初の研究会でも申し上げましたけれども、文科省のほうからも、厚生労働省のほうからも再度通達をお願いしたいというような通知が来ているわけでございますし、保護者の方からそうはいつでもなかなか周知がされていないのではないかとということで、このような請願が届いてきたのではないかとこのように思っております。

本市の教育委員会におきましては、校長会等でその旨お伝えをさせていただいているようでございますけれども、この趣旨には賛同していただけるようなことで校長会のほうには通達が行っているということだと思えますので、私はこの請願には賛成をさせていただきたいと思っております。

○委員長（針谷育造君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） この子ども達のマスク着用の自由化と学校給食時の黙食緩和の啓発に関する請願書についてですけれども、陳情の趣旨、①番、②番とあります。これは、当然今の周知徹底

をお願いしたいという陳情の趣旨でございます。文科省とか、厚労省からの通達、当然県教委を通じて市教委、市教委から学校と、今までの通達は全て速やかに実行されているということで、私は今、学校現場と市の教育委員会、間違いなく実行されているのかなと思っております。

そして、また先月29日ですか、文科省のほうで給食中の黙食を求めずという見解も出されております。ですから、教育委員会から学校、学校長を通じて保護者にちゃんとこの通達は行っているのかなと。この黙食を求めずも、必ず通達は行くのかなと思っております。

そういうことを考えれば、教育委員会と学校現場、正しくその通達は周知できているのかなと思いますので、わざわざこれを採択する必要はないのかなと思っております。そういう意味で、私は不採択とすべきかなと思っております。

○委員長（針谷育造君） ほかにございますか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 不採択の立場から意見を述べさせていただきます。

先ほど関口委員も言っていました。周知徹底という言葉がちょっと引かかるのですが、状況的にはまだまだこのコロナウイルス感染症に対しましては、今、増加の一途でまたあります。第8波がどうなるか分からないということもあります。そういうことを踏まえて、なかなか今後このウイルスに対しての考え方というのはいろいろあると思います。現状、とはいっても、やはり国の違いはあれ、ほかの国はマスクを外しているのだというのはありますが、文化も違うと思います。ですが、日本国内においてまだまだ不安な方いっぱいいるわけです。そういうことを踏まえれば、総じて周知徹底、その黙食も含めて会話をするというのは、まだまだ時期尚早だというふうに思っております。もっと収束するとか、何らかの形が出ればですけども、今のところはその文科省の指導もある程度ありますが、そういうことを含めて今回はこの請願に対しては不採択という立場を取らせてもらいます。

○委員長（針谷育造君） そのほかご意見がある方いらっしゃいますか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 私も残念ながら不採択という立場でお話をさせていただければと思います。

請願の趣旨、これは十二分に理解いたします。小堀委員、そして関口委員、天谷委員のおっしゃりようも各自納得できるところも多々ございますけれども、やはり第8波が訪れている昨今、はっきり申し上げて、非常に時期が悪い。これから感染率が増えていくところに、これを行政指導、教育委員会指導ということでさらに徹底をするといったことをやりますと、結局この感染の原因とされている場所の特定というのは、結構やはり学校が多いというのは皆さんご存じのはずです。

そこで、やはり子供同士の人間関係の悪化にもつながる可能性もあることから、私は今回時期が悪いという一番の理由で不採択でよろしいのではないかと。これが「たれば」で言わせていただければ、3月感染者数が減少している頃でしたら賛成いたしましたかもしれませんが、この時期というこ

とに限って言わせていただければ、今回は不採択ということでお願いしたいと思います。

○委員長（針谷育造君） そのほかに。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） では、お諮りしたいと思います。

本請願を採択すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立少数〕

| | | | | | |
|---|-----|-------|------|------|------|
| { | 賛 成 | 小堀良江 | | | |
| | 反 対 | 小太刀孝之 | 雨宮茂樹 | 天谷浩明 | 広瀬義明 |

○委員長（針谷育造君） 起立少数と認めます。

したがいまして、請願第1号は不採択とすべきものと決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（針谷育造君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長及び副委員長にご一任願います。

これをもちまして産業教育常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

(午後 零時14分)